

しんきん「年金優遇定期預金」

一関信用金庫
令和8年4月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 年金優遇定期預金 募集期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫に公的年金受給口座を有する方 当金庫で公的年金受給手続きを完了された方
3. 期間 (1)預入期間 (2)預金種類	<ul style="list-style-type: none"> 1年 スーパー定期預金または大口定期預金(元金継続型)
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 年金振込店舗での預け入れに限ります スーパー定期S型・M型……1,000円以上1,000万円未満 大口定期預金……1,000万円 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入時の店頭表示の利率に0.10%上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します 満期日に指定口座へ利息を支払います 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 適格の方はマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期預金を満期日前に解約する場合は、(別表1)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います 大口定期預金を満期日前に解約する場合は、(別表2)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧ください または窓口にお問い合わせください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署(9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき、預金者1人当たり元本1千万円までとその利息が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます 詳しくは窓口にお問い合わせください)

しんきん年金優遇定期預金取扱要項

一関信用金庫
令和8年4月1日現在

1. お預けいただける方	<p>当金庫で年金のお受け取りをご利用中のお客様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ しんきん年金優遇定期預金をご利用中は継続して当金庫で年金をお受け取りいただくことが条件となります。 ・ 新しく当金庫で年金をお受け取りになるお客様もご利用いただけます。 ・ 対象となる年金は厚生年金、国民年金、共済年金の公的年金等です。 ・ 年金受け取り指定口座のある営業店でのみお取扱いただけます。
2. お取り扱い期間	令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
3. お預け入れ金額	お一人様1,000万円以内とさせていただきます。（マル優または分離課税）
4. お預け入れ期間・種類	期間1年の元金継続スーパー定期または大口定期預金
5. 利息計算方法	固定金利、日割計算（1年＝365日）
6. 優遇利率	<p>スーパー定期、大口定期預金1年の店頭表示利率プラス0.10%</p> <p>なお、年金のお受け取りを当金庫以外に変更された場合は、0.10%の上乗せ金利は無効とさせていただきます。</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります</p>
7. 中途解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー定期預金を満期日前に解約する場合は、(別表1)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います ・ 大口定期預金を満期日前に解約する場合は、(別表2)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います